



## 1 指定管理者制度について

<山本議員>

本府では、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されているが、公募の結果、1事業者しか応募がなかった場合、競争を前提に、府民のニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営をするという指定管理者制度の趣旨に合致していない。選定の前段階での工夫、選定のやり直しといった対策が求められているのではないか。

<総務部長>

結果的に応募者が1つの事業者となった場合であっても、指定管理候補者の選定手続きにおいて、制度上、実際に応募した人が、他の事業者の状況や応募の有無を含めて分からない仕組みになっているので、仮に応募者が一者であったとしても、競争原理が働かないことはない。また、指定管理候補者として適格性については、外部有識者で構成される選定委員会において、仕様書等に照らし基準を満たしているか適切に審査が行われると考えている。

<山本議員>

総務部の見解は理解したが、知事のご所見を伺う。

<松井知事>

指定管理者の公募では、競争性を確保し、最適な事業者を選定するため、多くの事業者に応募していただくことが重要。公募に際しては、周知期間を十分に確保するなど、できるだけ多くの事業者に応募して頂けるよう、指定管理者制度の運用に努めたい。

<山本議員>

大阪府中央卸売市場に、本年4月から指定管理者制度を導入する際、一者選定にて指定管理者が選定され、また当該指定管理者は、指定管理者の選定会議、すなわち選定段階において本府OBを採用することを表明しており、指定管理者制度の導入にあたっての経緯を伺う。

<環境農林水産部長>

指定管理候補者は、中央卸売市場の管理業務は初めての取組でもあり、民間事業者として分からない点多々あると思われるので、経験者の採用を考えたとのこと。府としては、指定管理者に引き継ぐ業務には、民間企業が通常行っている業務とは異なる業務もあるので、業務の円滑な遂行を図るため、事業者の経営判断として市場業務経験者の確保を図られたものと理解している。

<山本議員>

現在、本府の制度では、指定管理者が府OBの雇用を約束することについて、人材バンクを利用すれば何ら規制がない。府の職員が指定管理者制度を最大限活用し、利害関係先に天下りすることについて、一定の線引きをすべきであるが、知事の所見を伺う。

<松井知事>

人材バンク制度とは、橋下知事の指示の下、職員によるあっせんを排除して、退職時の職階にとらわれず、意欲のある人が手をあげ、退職者自身が求人先から評価され再就職する仕組みを制度化したもの。

求人情報は、庁内ウェブに公開し、当事者間の自主的なマッチングに委ねた、より透明性が確保されたもの。今後とも、本制度を適正に運用していく。

また、外部有識者が行う指定管理候補者の選定審査においては、行政の福祉化に関するもののほかは雇用に関することが考慮されることはない。

今後とも、質の高い府民サービスと効率的な施設運営が図られるよう、指定管理者制度を適切に運用してまいりたい。



## 2 通報制度について

<山本議員>

府の職員からの内部通報について、府の制度はどのようになっているのか。

<総務部長>

大阪府では、平成18年4月の公益通報者保護法の施行に合わせ、内部通報制度を開始。通報の受け付けは、法務課及びコンプライアンス委員である外部の弁護士2名で行っている。

通報は、担当部局における調査の結果、法令違反行為や不適正行為が判明すれば、是正措置や再発防止策を講じる。

通報の件数や、調査結果等の概要については、府民向けのホームページで、半年ごとに公表している。

<山本議員>

府民からの通報の窓口は、どのようになっているのか。

<総務部長>

大阪府では、平成20年11月から、職員からの通報に加えて、府民の方からの通報を、法務課及び外部の窓口である2名のコンプライアンス委員において受け付け、必要に応じて調査を行ってきたが、これまでの3年間に通報があったうち、法令違反行為や不適正行為が確認できたものはなかった。

一方、「オープン府庁」の一環として、府民の方からのご意見等を登録し、業務改善につなげるなどの対応を行い、結果を原則全て公表する「府民の声の見える化」を、昨年1月から全庁的に展開している。

こうした外部通報受付窓口の実績や、府民の声システムの全庁展開という状況の変化を踏まえ、昨年11月8日に、府民からの通報受付窓口を廃止した。

#### <山本議員>

外部通報受付窓口の実績や、府民の声システムの全庁展開という状況の変化を踏まえ、府民からの通報受付窓口を廃止したとのことだが、余りに行き過ぎた措置であると考えるが、知事の所見を伺う。

#### <松井知事>

府民の意見をしっかりと受け止め、あらゆることをオープンにして府政を進めていくことは重要であることから、全庁的に展開している府民の声システムの適切な運用により、より公正で信頼される府政運営をしていきたい。

これに加えて、府庁の外部に通報受付窓口を設けた方が、府政に対する府民からの信頼が得られるとのご指摘はそのとおりであり、府民からの通報の効果的な仕組みや運用方法について、改めて検討する。

### 3 交野警察署について

#### <山本議員>

本年7月頃の交野警察署の開署により、地域の治安向上が期待されているが、人員の増員等の態勢の見直しや、治安向上対策の実施が必要であると考えるが、警察本部長のご所見を伺う。

#### <警察本部長>

交野警察署の体制については、単に枚方警察署を分割するだけでなく、約120名増員する等、人員を大幅に増強する予定。また、治安向上対策として、ひったくり等街頭犯罪対策を目的とした、署長の直轄部隊を、枚方警察署と同様に配置し、隣接警察署と連携した各種対策を講じることができる体制を整備する予定。

今後も、治安対策に支障が生じないように、隣接警察署はもとより、自治体、関係機関・団体等との連携を緊密に図り、地域住民の方々が、安心して暮らせる街づくりに努める。

#### 4 都市計画道路天の川磐船線の廃止と国道 168 号の課題解消について

<山本議員>

都市計画道路天の川磐船線の一部区間（府道交野久御山線から国道 168 号までの区間）の都市計画廃止の理由を伺う。

<都市整備部長>

都市計画道路については、整備の見込みもないまま、長期に権利制限を続け続けることは問題との府議会での議論も踏まえ、昨年 3 月に、必要性和実現性の観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を策定。

これに基づき評価を行った結果、現在の国道 168 号で交通処理が十分可能と考えられることから廃止と評価。地元交野市の理解が得られたことから、この 2 月の大阪府都市計画審議会承認を得て、お示しの区間について廃止を行った。

<山本議員>

JR 学研都市線と平面交差で踏切があり、踏切の南側は大きくカーブして三叉路で、信号設置もされていないなどの国道 168 号の課題の解決をどのように考えているのか。また、都市計画道路天の川磐船線の第二京阪道路から府道交野久御山線までの未着手区間は、どのような評価をしているのか。

<都市整備部長>

国道 168 号の JR 学研都市線が交差する付近は、踏切があって信号のない三叉路の交差点となっていることは、議員ご指摘のとおり。

そのため、今後、交通量調査を行い、問題点を確認した上で、地元や交野市並びに警察などの関係者と現道対策について調整していく。また、お示しの未着手区間沿道は、第二京阪道路に接しており、ランプに近いことから、今後、市街化が期待できると判断できるため、存続することとしている。